

「農業問題」の経済構造

—労働移動制限の構造—

川野重任

I

ここに「農業問題」とはいわゆるシュルツ的な意味におけるそれである。T. W. シュルツはその著 *Economic Organization of Agriculture*, 1953.においてこれを定義して、「農業に投入される資源が多過ぎる場合には農業問題 farm problem が起る¹⁾」として、資源が少なすぎる場合に起る食糧問題 food problem に対比せしめた。その意味は機能所得としての農業所得の形成力が他産業のそれにくらべて低いということであり、端的には地代、地価、労働所得の相対的な低さ；就中労働所得のそれをかかるものとして指摘した。一方わが国の『経済白書²⁾』も亦そのいわゆる「二重構造」的性格を指摘し、これが解消を経済政策の重要な課題とした。このような2重構造が単に当事者、すなわち、シュルツの場合には農業者、『白書』の場合には農業者及び零細企業従業者であるが、これら自身の福祉上の不幸を意味するばかりでなく、国民経済全体としての資源利用という点からいってもマイナスを意味することというまでもない。転用によってより高い所得形成力を發揮し得る資源が何等かの関係でそれを阻まれているということはそれ自体一種の資源の浪費、濫費を意味するに他ならないからである。

ではこのような低所得農業をもたらす条件は何であり、これを支えるものは何であるか。

これを具体的、現実的問題としてとり上げる場合にはもちろん多くの歴史的条件の分析を必要と

1) T. W. Schultz, *Economic Organization of Agriculture*, 1953, p. 19.

2) 経済企画庁『昭和32年度経済白書』, pp. 36—39.

するが、ここではまず closed economy の下での理論分析として問題をとり上げる。またこの過剰、低所得は理論的には当然あらゆる生産要素について考えられるわけであるが、ここではもっともしばしば問題とされる労働のそれに限る。

II

問題はまず農業における機能所得の一般的低さ、とくに労働についてのその低さということであるが、これはもちろん單なる現象的な低さを意味しない。現象的にはたとえいかに低かろうとも、それがいわゆる labor capacity の格差を基礎とする場合においては、生産力的には何等問題をもたない。むしろそれは限界生産力均等法則にしたがっての労働の合理的配分として、所得不均衡は單なる見せかけ上のそれに過ぎないとも見得るからである。したがって低所得、所得不均衡をいうためには、何よりもまず “equal real returns to equivalent labor” 「同一能力労働に対する同一実質報酬の支払い」の原則の否定されるという意味においてでなければならないが³⁾、これが実証はもとより容易でない。具体的労働は何れも大なり小なり教育、訓練等の加工を受けており、これを裸の労働に引き直して比較することは技術的にも決して容易でないからである。しかし限られた研究ながら、D. G. ジョンソン等の研究は農、非農業間の労働能力の比較についてその間にはほとんど差のないことを結論し⁴⁾、また好況時に農、非農業間

3) D. G. Johnson, "Functioning of the Labor Market". (*Journal of Farm Economics*, Vol. 33, No. 1, Feb, 1951, p. 76.)

4) D. G. Johnson, "Comparability of Labor Capacities of Farm and Nonfarm Labor". (*American Economic Review*, Jan. 1953.)

の賃金格差が急速に縮少し、前者が後者に近づくということは一般にひろく知られている事実である。とすればこれは一応農、非農業間において長期傾向的に equal real returns to equivalent labor の原則の否定されている事実を示すものとして見てよいであろう。

ところで第 2 に、これは技術条件⁵⁾や価格条件等によるものでないこというまでもない。これらは何れも長期的には与件たるべきものであり、また資源の合理的配分を導くパラメーターたる役割を果すものではあっても、その不合理を説明する要因とはなり得ない。その優劣、高低は農業の必要とする資源投入量の多寡を決定する要因とはなっても、それ自体その所得不均衡を説明する条件とはなり得ない。原理上あらゆる技術条件、価格条件の下において、限界生産力均等法則はなぞれとして妥当し得る筈だからである。

第 3 に、この場合の所得不均衡が機能所得についてのそれであることは前述の如くであるが、これには年間労働所得と賃金率との 2 つが考えられる。そしてこの何れをとるかについて多少の問題はあるが、しかし事實上の問題として両者が同一方向にある、すなわち労働日数が短く、しかも賃金率の低いのが農業労働の実態であることからすればこれはさほど問題にはならないであろう。以下では主として賃金率を中心とし、必要に応じて年間労働所得に及ぶこととする。

このようにして、「農業問題」はその labor capacity の等しさにもかかわらず、その賃金率ないし年間労働所得が非農業部門のそれにくらべて低いのは何故か、あるいはその capacity の差以上

5) 古典学派は産業としての農業の特徴として収穫遞減法則の支配の強さを指摘したが、これは古典学派自体そうしなかったように、何等農業における機能所得の低さの必然性を意味するものではない。むしろ逆に古典学派にあってはこれを基礎として地代水準の相対的上昇が説かれたこと周知の通りである。しかしその場合にも農、非農業間におけるその格差は考えられなかった。技術水準はいわば資源配分の順応すべき 1 基準、1 与件をなすが、その不均衡とは何等理論的関連をもたない。収穫遞減法則を前提した古典学派ではあったが、そこには失業とともに低所得就業、資源過剰——特定産業部門における——の問題もなかった。

にその所得差があるのは何故かという点にその本質をもっているが、それをシュルツ学派はいわゆる経済発展のもたらす動態現象として説からとする。すなわちその不均衡の起因を発展経済のもたらす農産物需給の不均衡に求め、その支持条件を資源移動上の各種摩擦に求めようというのがその立場であるが、これはなお多くの問題をとくに後者について残していると考えられる。

シュルツ理論については、すでに専門学者の間では数多くの紹介と解説とが行われているが、順序として簡単にその構成にふれる。シュルツはまず経済発展の初期においては農、非農業間に長期均衡状態が成立し、あらゆる生産要素について限界生産力均等法則が妥当していたものと考える。そして例えばアメリカの場合開拓時代の初期には農、非農業間にほとんど所得差なく、植民者はその職業として農業、鍛冶業、運送業等の何れを選ぶも自由であり、結果的にこれらの間には限界生産力均等法則が成立し、所得上の格差は事実上なかつたものとする⁶⁾。したがって所得格差はこれ以後の時期にはじまるわけであるが、これについて彼は 3 つの条件をあげる⁷⁾。すなわち、経済成長の過程における(1)農産物需要の非弾力性(2)人口増加率の停滞。(3)農業生産技術の進歩の 3 条件がそれであるが、このうちます(1)は需要面からして農業の必要とする資源投入量を相対的に少からしめる要因をなす。他の条件が同じ限り、需要の非弾力性はそれだけ、その生産物としたがってこれが生産に必要な資源投入量を少からしめることとなるからである。(2)はこれに加えて全体としての所得の成長率を同一とした場合、この必要資源量をさらに少からしめる条件となる。1 人当たり所得の増大は人口増加率の停滞によってさらにそれだけ促進され、これは経済成長度との関連において一層需要弹性を少からしめることとなるからである。そして(3)はこれを供給価から促進する条件となる。一般に技術進歩の程度はそれが大なればなるほどその産業の必要とする資源投

6) T. W. Schultz, *Economic Organization of Agriculture*, 1953, p. 156.

7) T. W. Schultz, *ibid.*, p. 20.

入量は少くなる。この点農業技術の一般的立後れはその需要弹性の小といわば相殺的に作用することによってその資源過剰を抑止する条件をなす。しかし技術進歩がこの相殺点を越えて行われる場合には、資源の農業外への排除、移動が必要となる。そして農業技術の進歩は概してこのような程度において行われたとするわけである。また論者によつてはこれに農業における人口純再生産率の高さ、すなわち、その自然増加率の高さがいわば内部から生み出される人口圧力としてその資源過剰に作用するという点を強調する向きもある⁸⁾。以上、何れにしても経済成長の過程における農産物需要の非弾力性といふその需要上の特性を基本とし、これに所得配分、技術条件、さらには人口增加上の特性といふ諸条件を加えることによってその資源過剰の必然性を説かうとするわけである。そしてこれらは何れも歴史的、一般的に現われる事実として、われわれも亦この論理はこれを容認せざるを得ないであろう。

そこで問題はこの資源過剰を現実的、具体的なものたらしめるいわば十分条件は何かということであるが、これについてはすでに別稿で概括乍ら述べたので⁹⁾、ここでは主としてこのうち論じ足りなかつた2点について論ずることとする。その1点はいわゆる「所得効果説」すなわち資源移動、とくに労働移動の制約条件として所得効果的条件がある場合かなり強く作用するという点についてであり、その2は資源移動、労働移動の需要側における制約条件としての就業機会 job opportunity 制限説についてである。

III

「所得効果説」はいわば資源移動の主体的条件として1人当たり資源の支配量の多寡とその態様が所得効果的にこれに作用するということを基礎とする。したがつてその支配資源量が多ければ多いほど、一般的にその労働供給は遞減的となり、労

働所得も遞減的となる。これは労働の供給曲線についての特性として一般に知られているところであるが、問題はこれが農業の自家経営、独立経営たる特質と相まってとくに産業間の労働移動についてその傾向を強くするということである。この関係は未だ必ずしも十分に分析されるに至っていないが、例えは次の J. R. ベラビイ¹⁰⁾、C. E. ビジョップ¹¹⁾の見解の如きはそれぞれ部分的乍らこれに關説したものとして見得るであろう。

(1) J. R. ベラビイは農工間の所得比較について incentive income 「誘因所得」なる概念を設定し、一人当たり農業所得から地代、資本利子、雇用労賃を差引いた残余をかかるものとして考え、これを非農業部門の財産所得を除いた1人当たり所得——経営努力と労働投下に対する報酬——に対比せしめ、その相対比を以て資源配分の適否の判定基準としたが、これは非農業者とともに、農業者の自家経営者たることによる労働移動の制約を注意したものとして見てよいであろう。自家経営者としてそこには当然原理上企業利潤獲得の可能性がある。そうとすればその労働移動の基準となるものは、単なる労働所得の産業間における比較だけではなく、これに企業利潤獲得の可能性とその見込額を加えたものでなければならぬ。少くとも農業者はそのようなものを労働移動決意に際しての判定基準とするというのがその論理であるが、これは逆にいえば労働所得そのものの比較としては農業部門が非農業部門のそれにくらべて劣る場合でも、農業利潤獲得の可能性がある限り、そしてこれによってその低所得の補われる可能性がある限り、労働は求めて農業にとどまり、移動、転出への誘因をもたないということになる。すなわち、ここに企業利潤獲得の可能性を基礎とする1種の所得効果説が基礎づけられるわけである。そしてこれは非農業部門での雇用機会が事实上労働者のそれに限られる場合の多いという農業者の転業可能性の実態からすれば、一応妥当性をもつものと

10) J. R. Bellerby, *Agriculture and Industry Relative Income*, 1956.

11) C. E. Bishop, "Underemployment of Labor in Southeastern Agriculture". (*Journal of Farm Economics*, Vol. 36, No. 2, May. 1954.)

8) G. S. Shepherd, *Agricultural Price and Income Policy*, 1952, pp. 254—256.

9) 拙稿「農産物価格形成と所得形成」(『農業経済研究』第29卷第3号昭和32年9月。)

も考えられるであろう。すなわち、ここでは労働は単なる独立的1労働用役として考えられるのではなく、企業能力と不可分に結びついたそれとして考えられるわけであるが、この範囲をさらに農業者として支配する各種生産要素の数量にまで押し及ぼしたのがC.E.ビショップの立場である。

(2) ビショップは1944年のセンサス結果を用いることによって、アメリカの地帯別農業生産力の分析を行い、次のような結果を発見した。「時間当たり農業所得は東南地帯においては他地帯のそれより低く、平均65%程度に過ぎない。しかし一方經營当りならびに14才以上男子農場居住者当りの資本量はあらゆる經營規模を通じて東南地方の方がコーン・ベルトより低いが、14才以上男子農場居住者当り資本量と同じくした場合には、その1人当たり純農業所得はあらゆる段階を通じて東南地帯の方が高い。これはこの地帯における資本が一層生産的であるか、農業従業者がより生産的であるか、の何れかであるが、おそらく前者であろう。なぜなら、東南地帯農業は一定の資本に対してより多くの労働の結合を可能ならしめるような特質をもち、この結果例えれば1944年において資本1,000ドル当りの労働時間——成年男子労働換算——は東南地帯においてその1人当たり労働時間の少なさにもかかわらず、高く、520人、これに対してコーン・ベルトのそれは僅かに170人に過ぎないからである。換言すれば東南地帯における農業資本はコーン・ベルトのそれの平均3倍の労働力を雇用する関係にあるが、これがこの生産性の高さをもたらすと考えられる。したがって東南地帯農民は、《より以上の資本を調達する見込みがない限り》コーン・ベルトに移る何等の必要をも感じないであろうと¹²⁾」。そして最低1,000ドルの純農業所得をあげるに必要な資源量は東南地帯、コーン・ベルトにおいてそれぞれ資本3,990ドル・10,942ドル、労働1.43人・1.38人で、3,000ドル階層になると、前者は後者にくらべて労働力は0.8人余計に必要とするが、資本量はその55%ですむことになる。しかもこの3,000ドル階層が東南

地帯では諸農業生産の92%を占めるのに対して、コーン・ベルトではその80%以上が3,000ドル階層以上の階層に属する。この意味からして、資本調達力の制限された東南地帯農民のコーン・ベルトへの移動の刺戟は何等ないと¹³⁾、すなわち、ここでは生産用役がかかるものとして純粹に自由に移動する場は否定され、労働はなにがしの資本ないしその調達力を背負ったものとして一体となって行動するものと考えられている。したがって機能所得の不均衡必ずしもその移動への誘因を意味せず、そこに1種の主体均衡——したがってこれを不均衡な機能所得を支える条件として見れば、1種の自発的低所得就業——が成立することになるのである。そしてこれも亦広い意味では所得効果による労働移動制限と見得るであろう。コーン・ベルトに移ることによって失われる資本の生産性——むろん限られた資本調達力を前提とし、したがってその人個人に関する限りのそれという極めて限られた意味でのそれであるが——がその労働引き止めの役を果していることも考えられるからである。そしてわが国現在の農地統制の如きもある意味ではこのような作用をもつものと見得るであろう。小作料統制、農地売買の制限による土地用役市場の制限性はそれだけその面に関する限り、離農上の損失を大ならしめる。したがって農業労働はその全体としての所得獲得ないし維持の観点から、その機能所得の低さにもかかわらず、農業に自主的にとどまるということは十分に想像されるところである。そして少くとも戦後における農工労働所得格差の拡大についてはこの点は分析上逸し得ぬ点であろう。また農地改革によってこのような土地所有と結びつくいわゆる自作農層が著増したこと、そしてこれがさらに全体として以上のような傾向を強くする作用をもつことはいうまでもない。

以上、何れにしても、問題は生産要素市場の不完全、就中労働市場のそれということであり、これがかかるものとして純粹に分離された存在でないということである。そしてこれは1つには企業能力と結びつくことによって自家経営の労働機会を高く評価せしめ、その機能所得の低さをそのま

12)13) 拙稿『低所得農業地帯の農業構造』(過剰就業研究会、過剰就業研究報告(3)昭和31年3月)

ま維持せしめる条件となる。また2つにはこれに結びつく資本所有ないし、資本調達力の制限性によってその移動範囲を制限する。そしてこれがまた外見上の低所得就業——その実自発的低所得就業——を支える条件になるということである。これは理論的には従来主として労働移動の外的制約条件の指摘に中心をおいて来た一般理論からの一步前進、その一層の具体化として、かなり重要な意味をもつものであろう。少くとも農業労働移動の場を自家経営の農業と非農業部門の雇用労働との間におけるそれとして考える場合にはこの指摘は重要である。その労働移動は必ずしも純粹にかかるものとして切りはなされたものとしてのみ見得ぬ一面を含んでいるからである。

しかしそれにしても、なおそれは事態を説明する一面の原理に過ぎない。労働所得格差問題の眞の姿はやはりその非自発性にあり、これを解く鍵は結局その就業機会の制限性ということ以外にならないであろう。その非自発性は好況時における非農業部門の雇用増大、農、非農業部門間の賃金格差、労働所得格差の縮小がこれを裏書する。農業部門における賃金上昇、労働所得上昇にもかかわらず、その労働流出を見るということは、すなわちその賃金率がすでに雇用のパラメーターたる機能を失うに至っていることを示す。そしてこれをもたらすものはまさに農、非農業間における賃金率均衡の遮断、後者の均衡点をはなれての成立ということに他ならず、これは裏を返せばそのままその賃金率での雇用機関の制限ということになる。すなわち、かくて job opportunity theory が導かれることになるのであるが、この理論についてはなお不分明な点が少くない。というよりむしろこれについては否定的見解の方がより強いといえるかも知れない。しかし挙げられる資料では逆にこれを裏書するようなものも決して少くないと思われるので、次にこれに關説したい。

IV

例えば G. ジョンソンは非農業労働市場の不完全性について3つの仮説を立て、その何れも労働移動の不完全を説明するには不適当であることを

発見した、として T. W. シュルツはこれを引用している¹⁴⁾。3つの仮説とは(1)市場への距離の遠さがその障礙となっているのではないか、(2)労働組合の存在がその原因ではないか、(3)最低賃金法等政府の政策がその阻止要因となっているのではないかという三点を中心とするものであり、この何れも否定的に答えられたとして、シュルツはジョンソンとともにこれら以外の雑多な摩擦的要因の指摘に赴いている。しかしジョンソン自身の挙げる資料¹⁵⁾からすれば、むしろ逆に考えられる点が少くない。

まず第1に、ジョンソンは(1)について、地域間の農業、非農業労働所得が平行的関係にあれば、前者の地域格差はその市場への距離にもとづくとの仮説を立て、これが白人非農業労働所得について否定されることによってこの仮説を否定している。すなわちジョンソンによれば農業労働所得はアメリカ東南地帯においてもっとも低く、これは非白人の非農業労働所得と大体対応的関係にある。然るに白人非農業労働所得の場合にはこの対応関係は破れ、彼等はほとんど全国一率に同様額の労働所得を得ている、したがって労働所得格差が市場への距離によるという仮説は必ずしも支持され難く、またこれによって農業労働所得の地域差を説くこともできないと。しかしこれはある意味ではまさに job opportunity の制限説そのものを裏書するものではなかろうか。白人非農業労働所得が全国一率的なものとしてきまっているということは、つまりそれが地方的生活費をはなれたものとしてきまっていることを意味する。そしてその限りそれは地方的生活費に基礎をおく——いいかえれば農業に基礎をおく——労働の供給価格からは切りはなされたものとなり、それだけその雇用機会はその労働所得水準を前提とする限り、限られているということになる。しかもこの関係は單なる白人非農業労働だけに限られたものではなく、些細に見れば非白人非農業労働についても亦、程

14) T. W. Schultz, *Economic Organization of Agriculture*, 1953, pp. 290—291.

15) D. G. Johnson, "Functioning of the Labor Market". (*Journal of Farm Economics*, Vol. 33, No. 1, Feb. 1951.)

度の差こそあれ、観取されなくはないからである。すなわち、この場合にも、白人非農業労働の場合ほどではないが、その労働所得の地域性は多少ともうすれ、全国平均化の傾向を示すに至っているのである。とすればこの地域性の欠如ないし稀薄さということは非農業労働所得一般に通ずるものであり、白人非農業労働の場合はまさにこれをもっとも極端かつ端的な形において示していると見るべきではないか。そしてもしそうとすれば、非農業労働一般のもつ性格として、これはその所得決定における非均衡的、競争制限的な性格を示すものと見るべきであろう。すなわち、かくてわれわれは白人非農業労働所得の一率性ということを通じて、その非均衡賃金率の成立を中心とする job opportunity 制限の実態に接近することとなるのである。

第 2 に労働組合の機能を取上げた点についても同様である。彼は労働組合の賃金引上げ、雇用制限作用を一般的に否定するが、その根拠は次の通りである。i) P. H. ダグラスの研究では¹⁶⁾、1890 年を基準とする 1926 年の製造工業の週給は労働組合のある場合、ない場合それぞれ 261, 275, これを 1914 年基準として見ればそれぞれ 206, 205, 一方不熟練労働者のそれは 1890 年を基準として 1926 年が 293, 1914 年を基準として 209 であった。このことからダグラスは「この期間における実質賃金の上昇は労働組合の力によるよりはむしろその生産性の上昇に主として基くように考えられる」とする。ii) これを批判した A. M. ロス¹⁷⁾は労働組合の組織率による賃金上昇の絶対額の比較を 1933—1946 年間について行ったが、組織率のもっとも低い部門において時間当たり 54 セント、そのもっとも高い部門において 64.3 セントの上昇と見たということ以外に、組織率と賃金上昇との間の関連は明らかでない。これを賃金上昇額率として見れば組織率による差はほとんどなく、逆に組織率のもっとも高い部門においてその上昇率はもっとも低いという事態さえ見られる。iii) J.

ガルバリノ¹⁸⁾は 1923—1940 年間の賃金上昇率を検討した結果、労働組合組織のもつ意味は乏しくむしろ主として労働時間当たり生産量、企業集中及び雇用集中度の変化による点が大きいとした。iv) R. A. レスター¹⁹⁾も亦 BLS の資料によって 1943, 44, 45, 46 年の 4 カ年につき同様の検討を行ったが、その結論は労働組合組織下の労働者必ずしも非組織労働者にくらべて著しく高い賃金を得ているわけではないということであった。つまりこれらによってジョンソンは「労働組合がその賃金構造の歪み distortion によって農業からの移動労働に対して有害な作用をしているという仮説は利用し得るデータによる限り支持され得ない²⁰⁾」とするわけである。そして「労働組合が賃金率引上げの作用をもたない限り、非農業労働部門への新規就業希望者がその賃金率によってはばまれることはない²¹⁾」と。したがってジョンソンにあっては労働組合による雇用制限的機能は i) 時間当たり生産量の制限による全体としての雇用量の制限、ii) 不況時解雇に際しての新来労働者の差別待遇という意味での部分的雇用制限の 2 点に限られることとなる。しかもこの後者は不況時に際しての臨時の、例外的現象であり、全体としての雇用水準が高度に維持されるならば、労働組合はこの点において作用する余地なしとする。この意味で彼にあっては、労働組合による雇用制限は假りにこれを認めるとしてもその作用は極めて部分的なもので、これは容易に雇用拡大政策によって解消、回避できるものだということになる。そして農業における低所得就業解決の途は結局、諸々の摩擦緩和策——市場情報の伝達、職業教育の普及徹底等——は挙げられるとしても、それは基本的にはこれでなければならぬとする。

しかし賃金構造の歪みとは果して何か。ジョンソンはこれをその生産性の上昇に対応するものとしてむしろ否定的に考える。生産性の高い企業が高賃金率を支払うことはその生産性に即するものとして当然かつ自然だとの一応の常識によってのことであろう。そしてこれは一般的にも亦しばしば説かれるところである。しかし企業がそれを支

16) D. G. Johnson, *ibid.*, p. 84.

17) D. G. Johnson, *ibid.*, pp. 84—85.

18) D. G. Johnson, *ibid.*, p. 85.

19), 20), 21) D. G. Johnson, *ibid.*, p. 86.

払い得るということと現実にそれを支払うということとは全く異なる2つの事柄である。高生産性の企業が高い賃金率支払いを行っていることは事実であるが、しかしそれはその支払能力という点では肯定され得ても、必ずしもその必要性及び必然性を結論づけるものではない。むしろ労働市場の完全を前提する場合には企業の生産性いかんにかかわらず、労働はその capacity に従って同一賃金率の支払いを受け、生産性の差はすべて企業そのものの収益性のそれに帰し、かつかかるものとして現われると考うべきであろう。したがって企業の高生産性がそのまま賃金率の高位性として結びつくということについては、何等かの意味での労働市場の不完全を考えねばならない、それによってはじめて高生産性が高賃金率に結びつく所以が説明され得ることとなるのである。

といってむろんこれは単なる労働組合の存在だけに限られるものではなく、教育、訓練期間等を基準とする雇用慣行、雇用関係の一般的あり方等広汎な社会、経済事情に依存するものであり、それとして検討を要するが、われわれとして特に指摘したい点は、このような関係の下で成立する賃金構造はいわば企業の生産性を背景として硬直的、非弾力的な性格をもち、ここに非農業部門におけるいわゆる就業機会制限の基本原因があるということである。すでに企業の生産性がその競争制限

的構造を基礎として相互に格段に異なることは周知の通りであるが、この生産性の差にいわば寄生するという形で賃金率の格差が成立するに至つてはと考えられるのである。したがってそれは単なる資本不足の問題ではない。資本の追加はあるいは短期的には非農業部門の雇用増大を通じて問題を緩和せしめ得るであろうが、長期的には再びより高次の水準のものとして賃金格差が現われ、したがって雇用制限の問題も亦再燃するであろう。それは基本的には非農業、農業両部門間における産業構造上の対置関係、すなわち前者の独占競争的——あるいは資本主義経営的といいかえてもよいがその基礎は独占競争的な競争条件の上におかれる——生産構造に対する後者の家族経営、自家経営的生産構造の対置関係による。そしてこれはさらに拡げれば資本主義セクター対非資本主義セクター一般の対置関係ということになり、この間における資源移動、労働移動の不完全性として、いわゆる都市家族企業、零細商工業の問題もこれによって解き得ることになるであろう。この意味でわが国経済のいわゆる「二重構造」の問題については、これを農業および零細商工業に共通の問題としてとり上げることの必要性とともに、それが本質的にいわゆる資本主義企業との対置関係の中で生れた問題であり、その意味でまさに構造的性格をもつものであるとの指摘が必要であろう。